館林地区消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここ に公布する。

令和7年11月4日

館林地区消防組合 管理者 多 田 善 宏

館林地区消防組合条例第 10 号

館林地区消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

館林地区消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年館林地区消防組合 条例第1号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「第16条の2第1項」を「第16条の3第1項」に改める。

第16条の3を第16条の4とする。

第 16 条の 2 第 1 項中「申告、請求又は申出(次条において「請求等」という。)」を「請求等」に改め、同条を第 16 条の 3 とする。

第16条の次に次の1条を加える。

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

- 第 16 条の 2 任命権者は、館林地区消防組合職員の育児休業等に関する条例(平成 4 年館林地区消防組合条例第 1 号。以下この項において「育児休業条例」という。)第 11 条第 1 項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員(以下この項において「申出職員」という。)に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「出生時両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置
 - (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出(以下「請求等」という。)に係る申出職員の意向を確認するための措置
 - (3) 育児休業条例第 11 条第 1 項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置
- 2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員(以下この項において「対象職員」という。)に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならな

い。

- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「育児期両立支援制度等」という。) その他の事項を知らせるための措置
- (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
- (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置
- 3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の館林地区消防組合職員の 勤務時間、休暇等に関する条例の規定は、令和7年10月1日から適用する。